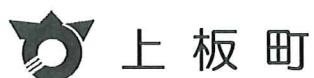


# 第3次 上板町食育推進計画



(令和3年度～令和7年度)

## 目 次

第1章 食育推進計画の策定にあたって	1
a. 計画策定の趣旨	1
b. 計画の位置づけ	2
c. 計画の期間	2
d. 計画の策定経過及び推進体制	3
第2章 食育をめぐる現状と課題	4
a. 食生活の変化	4
b. 食生活の乱れと健康への影響	4
«上板町食育アンケート結果»	5
c. 消えつつある食文化	9
d. 上板町の農業	9
e. 地産地消	10
«上板町で作られる主な農産物»	11
f. 教育ファーム	13
第3章 食育推進の方向性	15
a. 基本方針	15
b. 年齢期ごとの食育	17
第4章 生活シーンに応じた食育の推進	18
a. 各分野での取組と関係者の役割	18
① 家庭	18
② 地域	19
③ 保育所・幼稚園・小中学校	20
④ 生産者	21
⑤ 行政	21
b. 日常的な取組	22
参考資料	
「とくしま食事バランスガイド」とは	23
食育基本法	24

# 第1章 食育推進計画の策定にあたって

## a. 計画策定の趣旨

「食」は私たちが生きていくために欠かせない生命の根源であり、子どもたちが健やかに成長するとともに、生涯にわたって健康で生き生きと暮らしていくためには、健全な食生活を営むことが大切です。

しかし、我が国の社会経済構造が大きく変化していく中で、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、食に対する意識の低下や食生活の乱れなどによる生活習慣病の増加など健康への悪影響や、食に対する感謝の気持ちの希薄化、地域に伝わる伝統的な食文化が失われつつあるなど、様々な問題が生じています。

このような問題を解決するため、国はもちろん、本町においても町民一人ひとりが食に関する正しい知識と的確な判断力を身につけ、上板の伝統や文化に配意した健全な食生活を実践することができる能力をはぐくむ食育への積極的な取り組みが求められています。

国では、平成17年7月に「食育基本法」を施行、食育の推進を国民運動として推進することとし、平成18年3月には、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めた「食育推進基本計画」を、平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」を、平成28年3月には第3次食育推進基本計画を策定しています。

徳島県においては、平成19年1月「徳島県食育推進計画」が、平成23年3月「第2次徳島県食育推進計画」が、平成28年4月には第3次食育推進計画が策定されています。

上板町においても、食育の推進をより計画的に家庭・学校・地域等が連携して取り組むため平成28年に「第2次上板町食育推進計画」を策定しており、活動に取り組んできました。今回は国や県にてあらたに策定された計画の内容を踏まえて、これからの時代にあった形で内容をあらため「第3次上板町食育推進計画」として策定するものです。

食育とは、

- ①生きる上で基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの
- ②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるこ

～食育基本法より～

## b. 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村推進計画として位置づけます。本町としての食育に関する基本的な事項について定めるものであり、本庁における関連計画等との整合性を保つものとします。



## c. 計画の期間

この計画の期間は令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間とします。また、社会情勢や国の動向等による状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
食育推進計画							

## d. 計画の策定経過及び推進体制

### 策 定 経 過

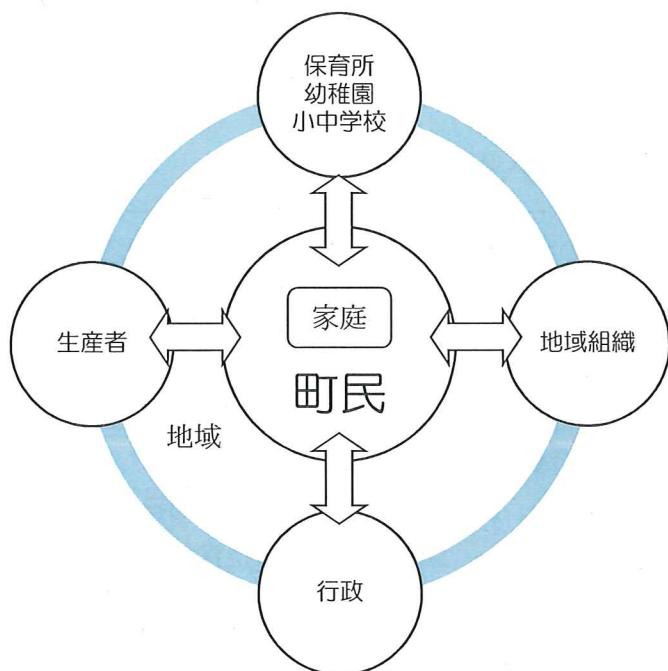
#### (1) 上板町食育推進協議会の設置

食育推進計画を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する為の組織として「上板町食育推進協議会」を設置し、計画に盛り込む施策等について協議・検討いたします。

### 推進体制及び関係機関との連携

本計画策定にあたり、本庁では各課が協力して食育に取り組む体制を整備し、各課の取組を明確化し食育推進・拡充を図ります。

また、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場面での取組が必要となります。そのため、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者等との連携体制や情報交換のネットワークを強化し、これらの関係機関や団体との協働による食育の推進をはかります。



## 第2章 食育をめぐる現状と課題

### a. 食生活の変化

日本の社会経済構造等が大きく変化していく中で、人々のライフスタイルや価値観、ニーズが高度化し、多様化するにつれて食生活やこれを取り巻く環境にも影響を与えてきました。

#### 《食を取り巻く環境の変化》

- ・米と野菜や海産物の「日本型」食生活から肉・油などの「欧米型」への変化。
- ・外食や中食、加工食品などの増加による食の多様化。
- ・輸入食品の増加と流通、保存・栽培技術の向上などにより遺伝子組み換え食品の出現や食材の季節限定（旬）が薄れてきている。

#### 【課題】

- 生活時間の多様化等ともあいまって、家族だんらんでの食事の機会が減少傾向にあるが、子どもに正しい食事マナーを伝える事など家庭が果たす役割は大きい。
- 生活様式の変化に伴い、加工食品などが身近な存在となっているが、加工食品や中食を利用する時は、栄養のバランスを考え上手に利用する必要がある。
- 高齢者がいきいきと生活していく上で、健康に過ごせる期間を長くすることが重要であり、運動習慣とともに健全な食生活を心掛ける必要がある。

### b. 食生活の乱れと健康への影響

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、成長に合わせた献立、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつある一方で、食に関する情報が氾濫し、正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。

#### 《栄養バランスの偏った食事》

- ・食生活の変化により、現在は量的に飽和状態にある一方で、乳幼児から偏食やアレルギー体質のアトピー、喘息が増え、また青年期（16～24歳）においては過度のダイエットなどによる栄養バランスの崩れが生じている。

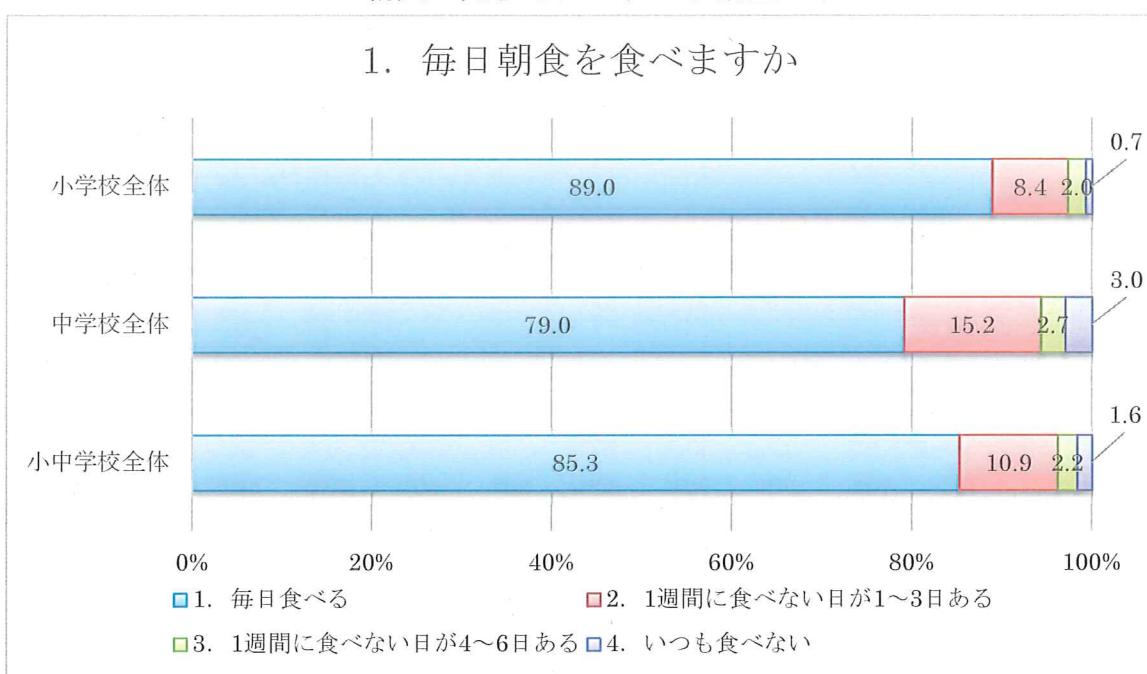
#### 《「食」を大切にする心の欠如》

- ・毎日の食生活は健康な心と体を育むために大切な役割を持っており、特に乳・幼児期（0～5歳）学齢期（6～15歳）の成長期に合わせた食に対する家庭での配慮や夜型への生活リズムの乱れなど、生活様式の変化とともに日常における食を大切にする意識が大きく変化している。

## 《上板町食育アンケート結果》

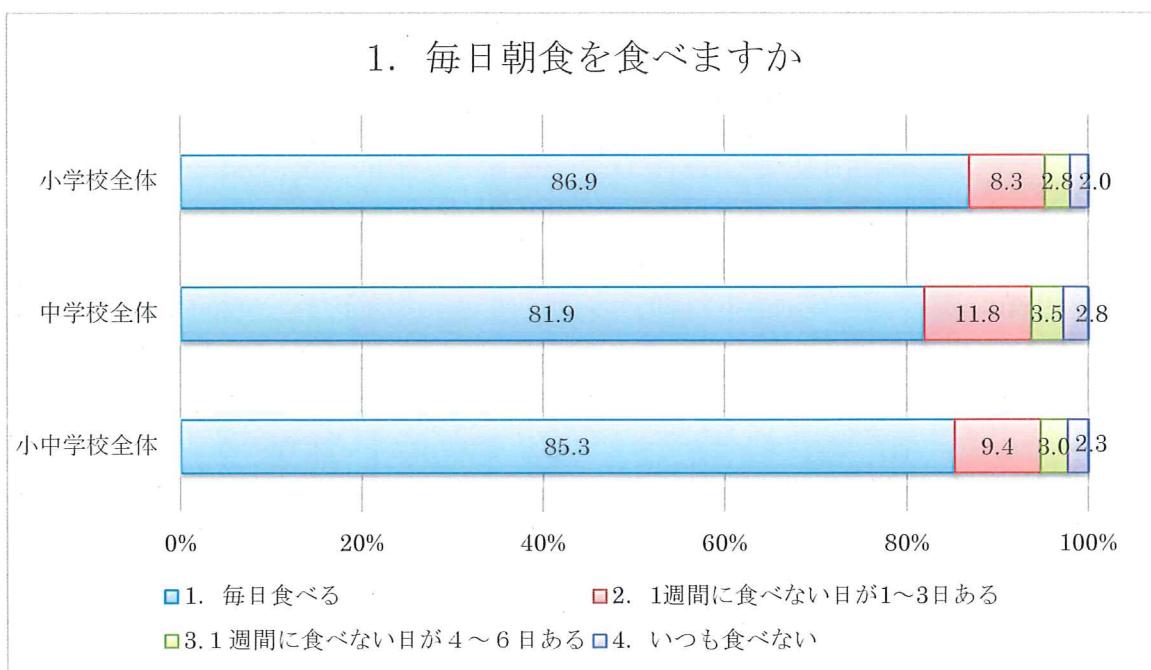
### 朝食に関するアンケート調査

#### 1. 毎日朝食を食べますか



【資料：上板町「食生活アンケート調査」（平成 28 年度）】

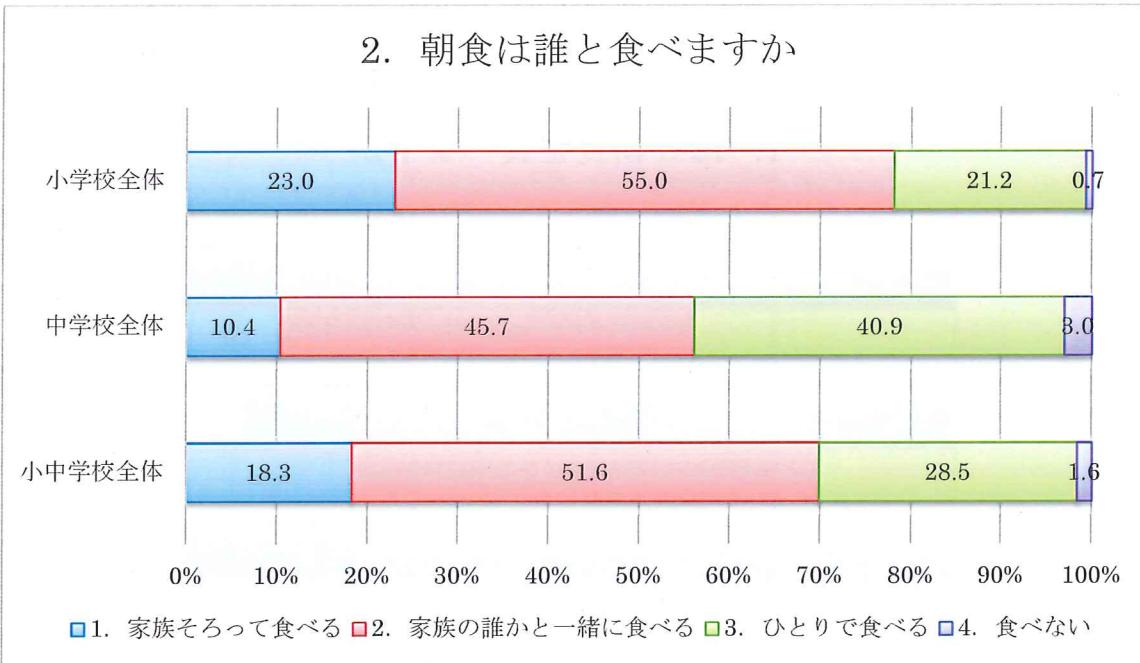
#### 1. 毎日朝食を食べますか



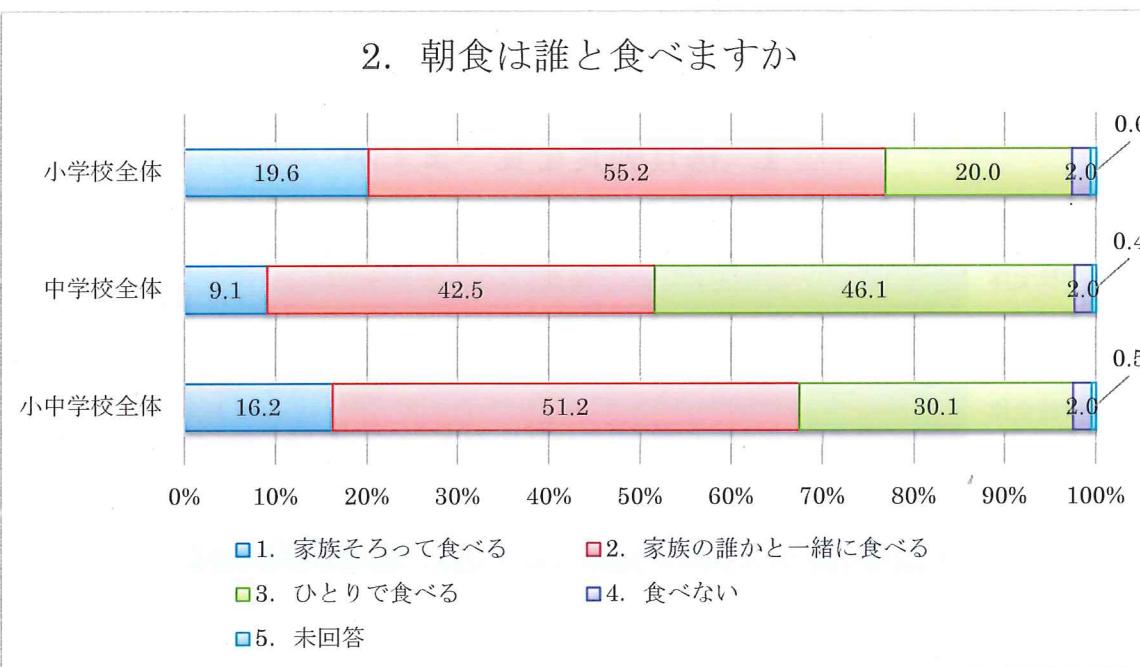
【資料：上板町「食生活アンケート調査」（令和元年度）】

## 朝食に関するアンケート調査

### 2. 朝食は誰と食べますか

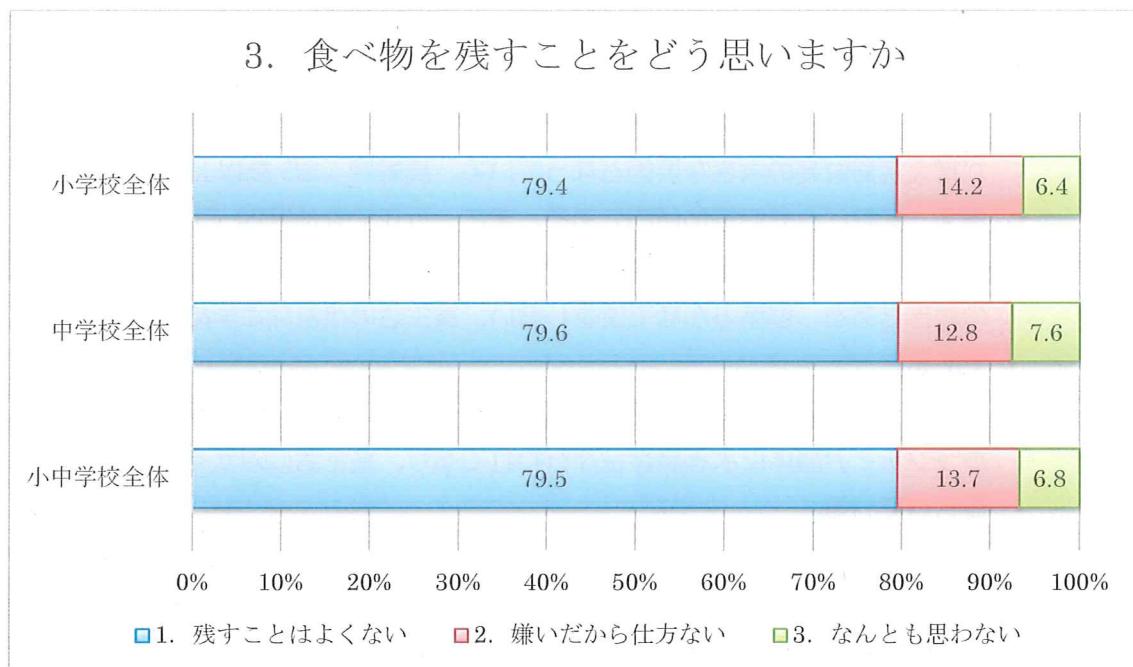


### 2. 朝食は誰と食べますか



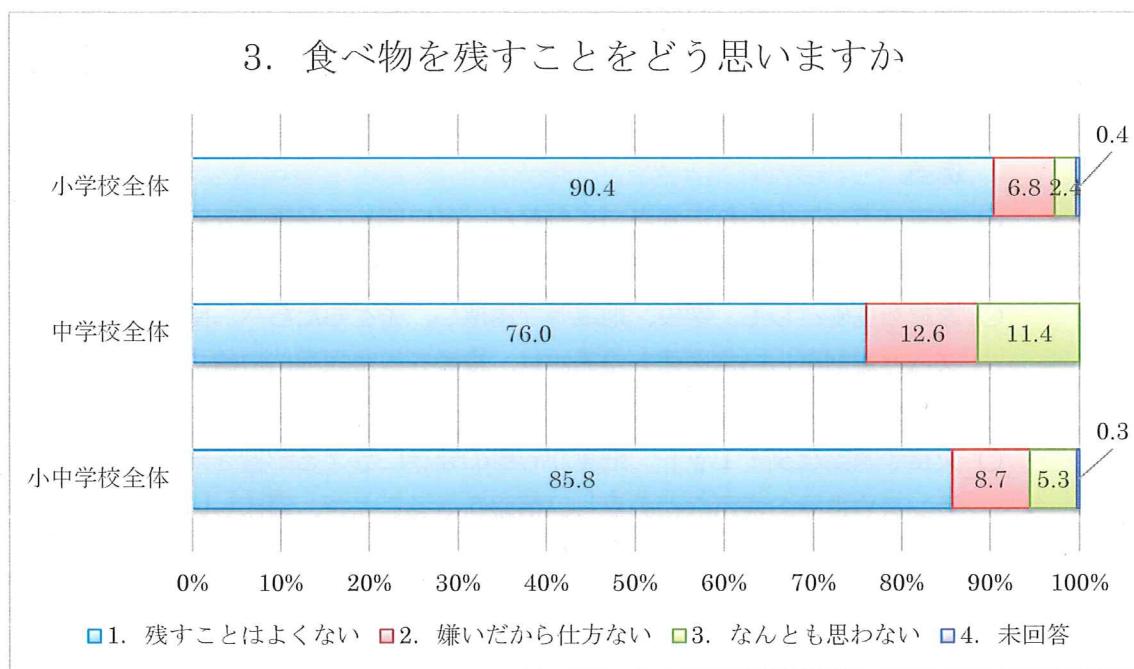
## 食べ残しについてのアンケート調査

### 3. 食べ物を残すことをどう思いますか



【資料：上板町「食生活アンケート調査」(平成 28 年度)】

### 3. 食べ物を残すことをどう思いますか



【資料：上板町「食生活アンケート調査」(令和元年度)】

### 《肥満や生活習慣病の増加》

- ・ 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の健康診断から、年代毎に改善を要する項目割合をみると、高齢者ほど多くなり青年期（16～24歳）壮年期（25～44歳）から、栄養の偏りなどのやせ・肥満や血液データの異常が見られ、中年期（45～64歳）の肥満、メタボリックシンドローム、糖代謝異常の割合が増え疾病併発の大きな要因となっている。高齢期（65歳以上）にはさらに増え、年齢とともに増加傾向にある。また、近年では幼児期（1～5歳）学童期（6～11歳）にも小児メタボリックシンドロームが増えやすい傾向があるとの報告もある。家族みんなで注意し合い、食生活の改善など早めの対策が必要である。
- ・ 上板町食生活改善推進協議会（ヘルスマイト）による生活習慣病予防教室等、ボランティア団体による講習会が行われており、食生活に対する意識の向上に貢献している。

### 《「食」の安全性》

- ・ 食料の消費は、穀物から畜産物、多品目少量消費、簡便化へと食生活の変化とともに食料の多くを海外に依存している現状や、産地偽装、食品の管理体制、大量生産の弊害など、近年消費者の安全・安心な食に対する関心が高まっている。

### 【課題】

- 住民が自ら積極的に食について学ぶことが必要であり、子どもたちへの健全な食生活の実践を促し、大人自身もその食生活を見直していくことが必要である。
- 栄養バランスのとれた弁当づくりなど、食に関する保護者を対象に多くの学習機会を提供する必要がある。
- 家庭を基礎として、学校、地域等が連携し、子どもたちへ、望ましい生活リズムと規則正しい食習慣を浸透させ、食育を教育課程に位置づけ、健全な食生活を実践することを子どもたちに指導していく必要がある。
- 欠食や過度なダイエット、肥満が心身の健康に与える影響を知り、栄養のバランスや食品の表示などの正しい情報を得ることが、望ましい食生活を送るために求められている。
- 本町農業が、食料自給率の向上を図るための一翼を担い、食品の安全性に関する情報を提供し、住民の理解の増進を図る必要がある。
- 生態系や環境と調和のとれた食料の生産と消費、食料の需給など、食に関する幅広い情報が得られ、その情報を活用できるようにする必要がある。

### c. 消えつつある食文化

ライフスタイルの変化などにより、人々は多様な食生活を楽しむこととなりましたが、その一方で、自然の恵みを利用した郷土料理や各家庭の行事食などの食文化が消えつつあります。

#### 【課題】

- 健全で豊かな食生活の実践、個性あふれる地域社会の活性化などの観点から、これまで受け継がれてきた食文化を次世代へ伝承する取り組みが必要である。
- 大自然の恵み、山菜の食べ方など地域の食文化を守り伝えていくためには、伝承講座等の学習機会の提供も必要であるが、コミュニティーの力によることが重要である

### d. 上板町の産業

上板町は、徳島県東北部に広がる吉野川平野の中心部に位置し、平坦部は、水稻を主軸に露地野菜、又、施設園芸、酪農、北部は果樹を主軸に水稻と合わせた複合経営により、多様な農業生産が展開されています。

農業構造については、一層の兼業の深刻化によって、土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足や、農業就業人口の減少及び高齢化に伴い、農業後継者に継承されない又は認定農業者に集積されない農地が一部遊休農地となり、近年増加傾向にあります。

一方では、食習慣の乱れや食品表示偽装など食に関することが社会問題となり、消費者の「食の安全・安心」や「健康」への関心が高まっています。

#### 【課題】

- 農家の担い手の減少や遊休農地の増加など農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくことが重要である。
- 生産者や団体等によって地元で生産された農産物等の直接販売や生産物の付加価値を高める加工品づくり、新たな商品開発が必要である。

#### e. 地産地消

町内の農業者、商業者、消費者など様々な立場からの地域農業の活性化のための活動や学校給食への地場農畜産物の利用等、徐々に地産地消の取り組みが進んできています。

#### 【課題】

- 地産地消の取り組みをとおして、食と農を結びつけ生産者と消費者の「顔が見えて話ができる」関係をより一層築いていくことが必要である。
- 学校給食における地産地消の取組みについては、現在、町内産の米や野菜などを取り入れているが、今後その割合を増やしていく。
- 消費者のニーズを的確に捉えて生産を行う取り組みを推進していく必要がある。
- 農畜産物の供給体制の問題や価格の問題など、消費者を含めた関係者が相互理解を進める必要がある。
- 上板町の農畜産物を使ったB級グルメの考案・加工食品の開発等、新たな食文化の想像と発信により地産地消と地域の活性化に努める。
- 地場農畜産物を使った加工食品の製造・販売や特産品を使用した商品の開発・PRを推進する。

## 上板町で作られる主な農産物

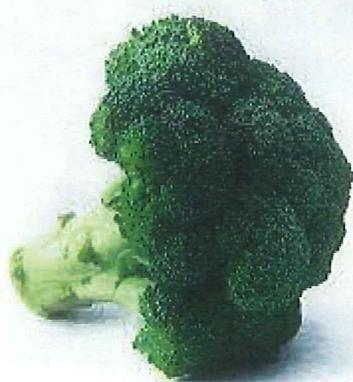
### ◆にんじん◆

にんじんにはビタミンA(カロテン)やカリウムなどの豊富な栄養を含んでいます。緑黄色野菜であるにんじんは特にカロテンを多く含まれています。カロテンは皮に多く含まれているため、できるだけ皮をむかずに食べる事が好ましいです。また、カロテンは油で調理することで体内での吸収率が高くなるとされているため、炒め物か揚げ物で食べるのがオススメです。



### ◆ブロッコリー◆

ブロッコリーの栄養素の中で、特に豊富に含まれているものは、ビタミンCです。実はレモンよりも多く含まれています。ビタミンCは、風邪予防に良いとされている栄養素の1つです。ビタミンCは人間の体内では合成できない栄養素なので、ブロッコリーをしっかりと食べて健康な身体作りに努めましょう。



### ◆えだまめ◆

えだまめにはタンパク質、ビタミンB1、カリウム、食物繊維、鉄分などを豊富に含んでいます。枝豆に含まれる水溶性のビタミンCは、水にさらし過ぎたり茹で過ぎたりすると、どんどん流れ出てしまいます。そのため、茹でるよりも蒸し焼きにすることで栄養が損なわれにくくなります。また炊き込みご飯にすることで、えだまめから溶け出した栄養をお米が吸ってくれ、えだまめ自体も甘みが増して美味しいいただくことができます。



### ◆かき◆

上板町は県内有数のかきの産地で、さまざまな品種が育てられています。柿にはβカロテンをはじめβ-クリプトキサンチン、リコピンなどのカロテノイド、ビタミンCを多く含みます。ちなみに、ビタミンCは柿1個で一日の必要量をほぼまかなえるくらい含んでいます。疲労回復、かぜの予防、ガン予防、老化防止に効果があります。また干し柿にすることで長期間保存することも可能です。



### ◆もも◆

ももはビタミンC、ビタミンE、ナイアシン、カリウム、水溶性食物繊維を豊富に含んだペクチンなどが多く含まれております。ペクチンは、腸の働きを改善してくれる効果があります。また血行を良くする効果があり、高血圧を予防し、コレステロール値を下げる栄養素もバランスよく含まれているので健康にも良い果物です。そのまま食べても十分美味しいだけですが、ケーキやタルトなどデザートとして活躍する食材です。



## f. 教育ファーム

学校では、地元農家の方の指導のもと農作物を育てて収穫し、調理して食べる  
という一貫した体験学習が行われている。また、町内の酪農家では酪農教育ファ  
ームも行われています。

### 《各学校の取組み》

- ☆ さくら保育所 野菜（さつまいも、ミニトマト、スイカ、ゴーヤなど）の栽培、  
収穫。
- ☆ 神宅幼稚園 季節に応じた野菜を育てる。自分たちで種播きや水やりを行  
い、育てた野菜の収穫、試食。
- ☆ 東光幼稚園 園の花壇やプランターで野菜（キュウリ、ナス、ピーマン、ゴ  
ーヤ、イチゴなど）をそれぞれ種や苗から栽培、収穫、試食。
- ☆ 松島幼稚園 野菜（きゅうり、ピーマン、ミニトマト、さつまいも、ゴーヤ）  
を栽培、収穫、試食。
- ☆ 高志幼稚園 野菜（ミニトマト、キュウリ、ナス、ピーマン、かぼちゃ）、  
の栽培、収穫、調理。
- ☆ 神宅小学校 野菜の栽培、収穫、調理実習。健康教育参観日。献立作成。
- ☆ 東光小学校 野菜（ミニトマト・ピーマン・パプリカ・ゴーヤ・いんげん・な  
す・枝豆・ピーナッツ・じゃがいも・大根・白菜・キャベツ・ブ  
ロッコリー・レタス・ほうれん草）の栽培、収穫、調理実習。
- ☆ 松島小学校 野菜（ゴーヤ・きゅうり・オクラ・枝豆・とうもろこし・さつ  
まいも）の栽培、収穫、調理実習。
- ☆ 高志小学校 野菜（キャベツ・ゴーヤ・きゅうり・ミニトマト・ピーマン・  
なす・枝豆・ピーナッツ・かぼちゃ・さつまいも）の栽培、収穫、  
調理実習。
- ☆ 上板中学校 栄養バランスと食の安全についての学習。

### 【課題】

- 生産者と一緒に体験をし、交流することで農畜産業の取り組みを学び、生産者の苦労や喜び、食べ物の大切さに実感をもって気づくことが大切である。
- すべての学校で取り組めるよう推進していく。また、学校のみならず、一般の方も体験できるよう協力してくれる農家を募集し、推進していく。
- 各学校では、地域の特色に応じて、稲作・さつまいも・大豆や環境学習にも貢献できるゴーヤ等の定植から収穫・調理までの一貫した体験学習に取り組む。
- 農家や農協と連携し、夏休みや休日を利用して農作業や収穫体験ができるシステムを整備する。
- 広報やホームページ・CATVなどを通じて子どもたちが農作業をしている様子等を伝える。



## 第3章 食育推進の方向性

### a. 基本方針

- ・規則正しい食生活習慣の定着
- ・食べ物と身体の関係を理解し、栄養バランスのとれた食事をとる
- ・食べ物の生産や流通に关心をもつ
- ・食事マナーなど食文化の理解を深める
- ・料理方法を身につける
- ・食を楽しむ

#### ○ 規則正しい食生活習慣の定着

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、朝食を抜いたり、夜遅い時間に食事をしたりと不規則な食生活を送る人が増えており、健全な食生活が失われつつあります。

正しい食生活は、毎日を元気に送るための基本となります。それは正常な食欲をもたらし、欠食や過食などによる栄養バランスの崩れを防止することになります。

町民一人ひとりが規則正しい食生活習慣を身につけ、生涯にわたって健康な暮らしを築くことができる食育を推進します。

#### ○ 食べ物と身体の関係を理解し、栄養バランスのとれた食事をとる

近年、外食産業の発展や加工食品・惣菜などを利用した中食が増加し、食に関する選択肢が多種多様になるとともに、コンビニエンスストアの普及によりいつでも簡単に摂食することができるようになりました。

常にこうした状況にあっては、食の大切さに対する意識が希薄になり、過食や偏食に陥り栄養バランスを崩してしまいます。

町民一人ひとりが食べ物と身体の関係を理解し、栄養バランスのとれた食事ができるよう、正しい知識と選択力を養うことを目指します。

#### ○ 食べ物の生産や流通に关心をもつ

BSEの発生、銘柄や産地の偽装表示、更には輸入食品の増加により食の海外依存度が高まるなど、食の安全・安心が脅かされている状況にあります。

食材の産地や流通に関心をもち理解することが大切であり、町民一人ひとりが意識を高めていくとともに、関係機関による啓発や情報の共有に取り組みます。

## ○ 食事マナーや伝統料理など食文化の理解を深める

ライフスタイルの変化などにより、多様な食生活を楽しむことができるようになりましたが、その一方で、日本的な食事マナーや伝統料理などの食文化が伝えられない状況にあります。

子どもと高齢者との食をとおしたふれあいの場をつくったり、料理教室などにおいて伝統料理を取り入れたりするなど、食事マナーや地域の食文化を次世代へ継承していく取り組みを推進します。

また、食の欧米化が進む中にあって、米を中心とした多様な副食からなる日本型食生活を推進することで栄養バランスのとれた食生活を実践します。

## ○ 食の循環、環境を意識した食育の推進

生産現場において、農業の自然循環機能を増進し(農業生産へ由来する環境への負荷を低減するエコファーマー、有機農業、特別栽培等の農業技術や農業生産工程管理(GAP)の普及促進を図り,)環境と調和のとれた食料生産を推進すると共に、農薬の適正使用を推進します。また、消費者をはじめ、流通・販売業者、学校関係者等に対して、生物多様性の保全、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減等、農林水産業の持つ多面的機能について理解を深めるための情報の提供に努めます。家庭や外食における食べ残しや食べられるのに捨てられる「食品ロス」を削減し、食品廃棄物を減らす取り組みを推進します。

## ○ 料理方法を身につける

自然から得た食材を火や水や刃物を使って食べられるように調理することが料理です。健康で豊かな生活を送るために、栄養バランスを考えた料理方法を身につける必要があります。

子どもにおいては、嫌いな食べ物でも自ら料理をすることにより食べることができるようにになる場合があり、また、日々忙しい生活を送る中では一人で食事をする機会が増えていることから、子どもから大人まで町民一人ひとりが自分の食事は自分で料理できるよう努めます。

## ○ 食を楽しむ

食育の推進は、何よりも食を楽しむことを提唱することです。

食を楽しむということは、食べることのみならず、楽しく料理をしたり、伝統料理や他の地域の食文化に関心をもったりすることなど、健康で豊かな食生活を実践していくためには最も大切なことです。また、食事は世代やあらゆる種類の垣根を越えたコミュニケーションの重要な手段でもあります。一人で食事をする「孤食」が増えて

いく傾向にある中では、家族で食事をする時間  
を大切にし、地域においては食に関するイ  
ベント等に取り組むなど、人とのふれあい  
の中で楽しく食事ができるような場の提供  
に努めます。



### b. 年齢期ごとの食育

年齢区分	指標	具体的な項目
乳・幼児期 0～5歳	発育期における身 体の代謝のしくみ と食事との関係を 親が理解できるよ う支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の形態や内容の重要性・意義を伝える。</li> <li>・発育期に大事な生活リズムに配慮する。</li> <li>・おやつの目的、与え方、内容を親が理解する。</li> <li>・食事の準備と一緒に楽しむ。</li> <li>・親自身が料理の力を身に付け、家庭の味を伝える。</li> </ul>
学齢期 6～15歳	体力・運動能力の 成長に合わせ、食 生活の大切さを学 ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校高学年から適正な体型と体重を理解する。</li> <li>・欠食・偏食など成長に対する弊害を知る。</li> <li>・農業体験などの中から食べ物の大切さと地元の食 材を知る。</li> <li>・食の楽しさと、情報を見分ける力を身につける。</li> <li>・規則正しい生活リズムを身に付ける。</li> <li>・料理する力を身につけ、楽しさを知る。</li> </ul>
青年期 16～24歳	適した食習慣や病 気予防の重要性と そのための食生活 を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の体型を適切に評価し、適正な食事量を知る。</li> <li>・肥満や栄養の偏りから血液の異常など、病気予防 の視点に立った食生活を知る。</li> <li>・料理をする力を身につけ、献立の基本を理解する。</li> <li>・欠食、ダイエットの身体に対する害を知る。</li> <li>・規則正しい生活リズムを身に付ける。</li> </ul>
壮年期 25～44歳	自分の健康状態を 知り、栄養バランスの重要性とその ための食事を理解 する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康的な生活を維持する食習慣を身に付ける。</li> <li>・BMI 18.5以下のやせと25以上の肥満となる 過度の状態にならない、健康的な食事を理解する。</li> <li>・生活習慣病と食事の関係の知識と関心を持つ。</li> </ul>

中年期 45～64歳	身体の代謝の経年的な動きをとらえ、食を選択する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病と食事の関係の知識と関心をもつ。</li> <li>・伝統食、行事食など食文化を楽しみ次世代に伝える。</li> </ul>
高齢期 65歳以上	健康に配慮し手軽に調理できる料理、惣菜の賢い利用法などの普及。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族や友人などと共に、楽しく食事をとる。</li> <li>・簡単な食事（漬け物、惣菜）が増えてくる時期であり、病状の悪化や疾病を引き起こすリスクが高く、その予防に努める。</li> </ul>

## 第4章 生活シーンに応じた食育の推進

食育は、栄養や健康、食べものの生産・流通・安全性に関すること、食事のマナーや食文化、学校教育との関わりなど対象とする範囲が広く、これまでそれぞれの分野で個人や団体が取り組んできています。今後は、家庭はもとより学校、地域、生産者など様々な分野で、食を大切にする意識をお互いに連携・補完しながら、食育に対する取組を推進・展開していく必要があります。

### a. 各分野での取組と関係者の役割

#### ① 家庭

家庭では、食生活や食習慣の形成など、重要な役割を担い、発育期から様々な食品に親しむことで味覚（おいしさ）をはぐくみ、生活（食事）のリズムや食事を味わって食べるなど望ましい食習慣を身につけることが求められます。

日常生活の中で、買い物や料理の手伝いを通して、食材の選び方や自分でつくる楽しみ、地域の食材や郷土料理、環境などへの理解を深められるよう、家族や友人と食卓を囲んで楽しい食事を心がけることが大切です。また、早寝、早起きの生活のリズムから朝ごはんをしっかり食べる習慣を身につけ、食事の型（主食・汁物・主菜・副菜）やマナーとしての食文化を家庭から正しく伝えていくことが大切です。

食育で5つの力を身につけよう！

- ①食べ物をえらぶ力
- ②食べ物の味がわかる力
- ③料理ができる力
- ④食べ物のいのちを感じる力
- ⑤元気ながらだがわかる力

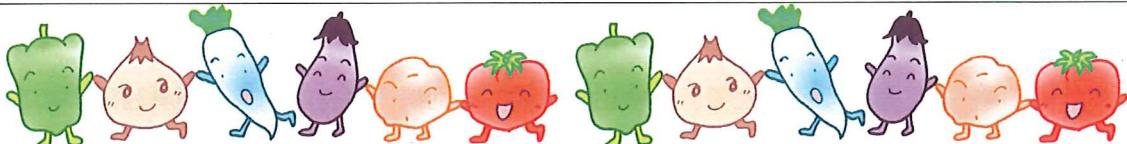


- 食育は家庭で行うことが基本となります、家庭での食育の機運を高めていくためには地域や学校等からの働きかけが有効です。  
保育所や学校等からの通信や懇談会等の開催により、食に関する取組の情報発信を行い、保護者や地域住民の食育の関心を高めていきます。
- 早寝早起きの生活リズムと規則正しい食事が子どもの健康をつくる「基本」であることを親が理解すると共に、各種乳幼児健診、家庭訪問や成人期以降のセット健診、健康相談などの場を通して、自分自身や子どもの身体にとって必要な食事の「量」や栄養の「バランス」など内容を考えながら、家庭での食生活を見直す機会をつくります。
- 地産地消の取組に触れ、生産の過程や安全安心な食品の選択など体験学習を通して食の大切さを理解し、家庭や外食などでの食べ残し・調理クズの有効活用と減量化などの情報提供を行っていきます。
- 日常的に食品の栄養成分や産地表示などに关心を持つよう心がけます。
- 野菜づくりや炊事の手伝いなど、子どもへ食に関する体験を勧めます。
- 家族そろって食事をする日を定めるなど、食育への関心を高める取り組みを意識的に行います。

## ② 地域

地域では、子どもたちやその親が、調理実習や農業の体験学習などを通じて、「見る」、「聞く」、「触れる」、「作る」、「食べる」、「味わう」という一連の流れを経験し、食べ物の生産から消費までの過程や、その地域の食文化などを学び、健全な食生活を行う能力を身につけることができるよう、関係者が連携し、取組を進めます。

- 自治会、ボランティア等各団体で料理教室や食事会などを通して、子どもたちが調理の楽しさや食事のおいしさを感じて、食に興味をもつ機会をつくります。
- 子ども会や少年団活動の中に節分やもちつき、鏡開きなどの行事を組み入れ、伝統行事と食文化にふれた食育を行います。
- 食材の選択の仕方や調理の工夫などにより、毎日の食事がより健康的でバランスの良いものとなるよう、講話を含めた調理実習を展開していきます。
- 各関係機関と連携を取りながら食品衛生の取組や社会見学などを通して、食品廃棄物の再資源化・減量化に向けた意識の高揚を図ります。
- 地産地消の取組や、食べ物が食卓にのぼるまでの安全安心な食品の選択など地域住民が体験学習を通して食の大切さを知り、食育の推進に努めます。



### ③ 保育所・幼稚園・小中学校

「知育」「德育」「体育」の基礎となるべき「食育」をとおして、子どもたちの食への関心を高め、食べることの意味を知り、食べ物を選ぶ能力を育てることが必要です。

保育所での食育は、子どもたちが食べものや食べることに興味を持ち、「美味しい」「楽しい」と思って食事ができるようになることが大切です。その上で、一人ひとりの子どもの健康状態・発育・発達状態の把握を基に職員間で連携を図りながら、栄養管理と子どもの状態に応じた食事内容への配慮を行っていきます。また、昔からある郷土料理や行事食を季節に応じて取り入れ、子どもたちに行事の由来などを伝えていきます。

幼稚園では、保護者と一緒に自分たちで育てた野菜の収穫祭をするなど、体験を通して園児だけでなく保護者にも食育を推進していきます。

小中学校では、家庭科や社会科、総合的な学習の時間などにおいて食や地域の農業などのテーマを取り上げ、生産現場を体験したり、生産者や食育の活動を行っている人々の話を聞いたりすることにより、地域の産業や環境と食べ物にかかわる知識などに関する理解を深めます。

また、学校やPTAの行事において親子が一緒に食に関する理解を深めたり、食育によりや学校通信等を通じて保護者や地域に対して学校、保育所等が取り組んでいる食育に関する情報を提供したりすることにより、学校、地域、家庭が一体となった食育を推進します。

- 正しい食生活や望ましい食習慣を身につけ、食べ物の大切さやそれを育てる自然のすばらしさを学ぶことで、豊かな心身をはぐくみ、生涯を通じて健康に生き抜くための基礎を築きます。
- 親子体験料理教室や公民館の調理室を食育の発信源として食への関心を高めるとともに、保護者と一体となって望ましい食習慣を定着させます。
- 生産者、農業関係者などと連携をとり、児童生徒が体験を通して食の大切さのほか食品廃棄物の減量化に向けて興味が持てるよう情報提供に努めます。
- 給食への地元食材の積極的な利用を推進し、町内一斉給食放送により地産地消、食育への意識啓発に努めます。
- 学校における食育を推進するため、中核的役割を担う「学校食育リーダー」を各学校に配置しており、食に関する専門性の高い栄養教諭をはじめとする教職員と連携して指導計画を策定し、全教職員の共通理解のもとに指導を行います。
- 小中学校、幼稚園、保育所の連携を図るため、上板町学校食育推進委員会を設置し、朝食欠食などの食生活をとりまく様々な課題に取り組みます。
- 平成28年4月に上板町給食センターが設立されました。これを活用し、学校給食において徳島県の郷土料理、行事食や徳島県の特産物、上板町の食材を使った献立を積極的に導入することで、学校給食を通じて地域の食材に関する理解を深めます。

また、小中学校の家庭科や総合学習の授業等においても、学校給食を「生きた教材」として積極的に活用します。

- 納食試食会、食育だより等を活用し、学校給食に関する情報の発信を促進します。
- 子どもの生活リズムの実態調査、結果の分析をとおして食育の具体的な方向性を検討します。

#### ④ 生産者

地産地消の取り組みを通して、生産者と消費者の顔が見える関係を築き、安心して食べられる農畜産物を供給する地元の農業の状況について、町民も体験の機会を増やして様々な経験を通じて「食」に関する知識を学び、地域の豊富な食材に積極的に関わりを持ち理解することは、健康づくりや食育という観点からも重要です。

- 教育ファームや農業体験を主として、地域の教育力を活用し作物の種まき、栽培、収穫などの一連の農作業をとおして子どもたちの食と農への関心を高め「食文化」を伝えていきます。
- 消費者団体等と連携を取りながら、身近なところから循環型社会の形成に向けて意識啓発を図っていきます。
- 地場農畜産物の加工、研究、PR販売や消費者（地消）のニーズに応えた生産（地産）に取り組み、情報提供に努めます。
- 環境保全型農業を展開し、飼料や肥料・農薬など化学物質への依存度をできるだけ下げ、安全・安心な農産物の提供に努めます。
- 生産者、販売者、消費者による情報交換を行い、食育に対するパートナーとして、信頼関係を深める活動を推進していきます。

#### ⑤ 行政

行政では、健康の保持増進と生活習慣病の予防のため、母親のお腹の中にいる妊娠期間（妊娠期の女性）を含め、乳幼児から高齢者までそれぞれに応じた栄養・食生活指導し、理解を深め、実践に結びつけられるような事業を行うことが大切です。

また、無駄な食べ残しや賞味期限切れなどの生ごみを減らす取組や生ごみの再資源化、食品包装の簡素化、買い物袋持参等、身近なところから循環型社会の形成に向けた意識啓発を行うことが必要です。

地域のボランティア団体や個人に対して食育に関する情報や食について考える機会を提供したり、地場農畜産物のPR等様々な支援をすることが大切です。

- 望ましい食生活習慣の啓発と情報提供を行います。
- 次の各種検診や教室等を通して食生活の改善などの指導普及に努めます。

- ① 妊娠届出時の栄養指導
- ② パパママ教室
- ③ 乳児・1歳6ヶ月児・2歳児歯科・3歳児健康診査
- ④ のびのび子育て教室・離乳食教室
- 子育て支援事業等の機会に食育についての啓発を行います。
- 高齢者の低栄養を予防するために手軽に調理できる料理や総菜の利用方法などの指導普及に努めます。
- 食べ残しや食品ロス削減のためにフードドライブ活動を行い、食品に対する「もったいない」精神の向上や食品ロスに対する知識・認識のない人に対して啓発に努めます。
- 夏には、ゴーヤによる緑のカーテンにより庁舎の冷房費の削減に努めるとともに、実ったゴーヤを来庁した町民に無料配付することで食育の推進と環境意識の啓発に努めます。
- 地震や台風等の大規模災害等、いかなる場合においても可能な限り健全な食生活が実践できるよう、個々の状況に応じた食料・飲料水等の備蓄をはじめ、限られた食品や資源をもとに栄養に配慮した食事を作るなど、非常時にも対応できる力を身につけておくための情報の提供に努めます。

#### b. 日常的な取組

家庭や地域、関係機関が取り組む事項のほか、町民一人ひとりが、日々の暮らしの中で心がける食育のポイントを次のとおりとします。

##### 規則正しく、栄養バランスのとれた食を楽しむ

規則正しい食生活習慣は、子どもにとっては体力や学力の向上に、大人にとっては仕事能率の向上に影響します。また、生活リズムの正常化や適度の食欲に効果があり、間食や過食、睡眠不足等の解消から生活習慣病の予防へとつながります。子どもの食生活習慣は親である大人の意識に起因する場合もあることから、規則正しい食生活習慣を身につけることは、すべての人に共通した重点ポイントといえます。

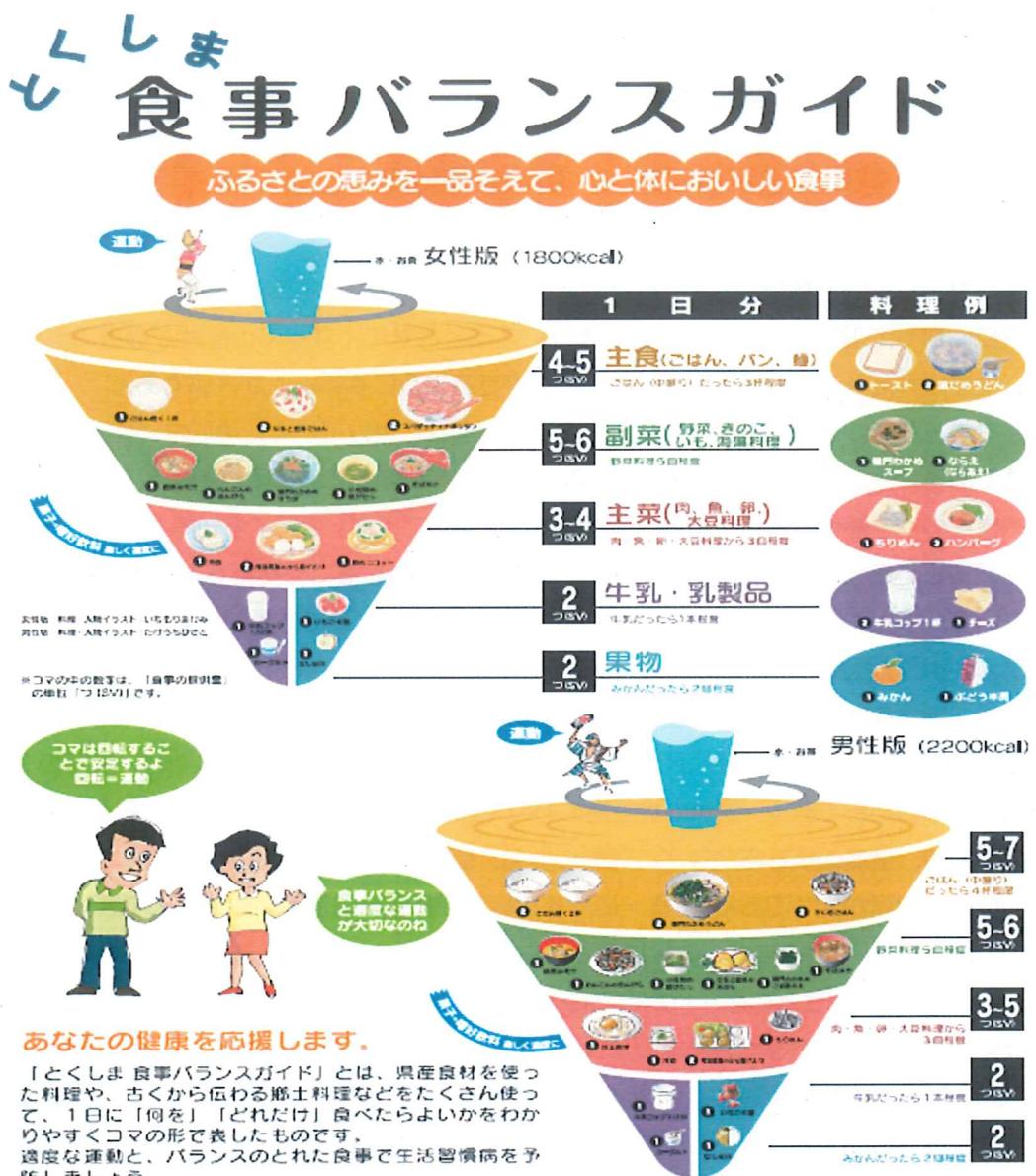
また、食べ物が自分の健康にどのように影響しているのかなど、基礎的な食への理解が必要であり、栄養バランスのとれた食事を実践することが大切です。

そして、何よりも食は楽しくなければなりません。家庭でのだんらんや食をとおしての人とのふれあいを楽しんだり、あるいは料理を楽しんだりと、食に関する楽しみを自ら発見し、健康で豊かな生活をくりたいものです。

## 「とくしま食事バランスガイド」とは

「とくしま食事バランスガイド」とは、健康づくりや生活習慣病の予防において、食生活に関する正しい知識の普及・啓発を目的としたもので「何を」「どれだけ」食べたらよいかという食事の基本を身につけてもらうために、おおよその量をコマで表現したものです。

適度な運動と、栄養バランスのとれた食事で生活習慣病の予防に努めましょう。



# 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

## 前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

## 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」と

いう。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

#### (食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

#### (国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

#### (法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

#### (食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 二 食育の推進の目標に関する事項
  - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

- 第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

- 第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域

内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するため必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることがある。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。